

所 属	総務局名古屋市職員共済組合
組合員等記号番号	NGY-〇〇〇〇〇〇
氏 名	共済 太郎

本人確認措置を実施したのち、点線のように短期給付係提供の保護シールを貼付してください。裏面にも同じように貼付してください。他のシールを使用されますと、共済組合で剥がす際に用紙が破損してしまい、再提出をいただく場合があります。

個人番号申告票

1. 扶養認定対象者

氏 名	続 柄 ※1	マイナンバー												※2
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共済 花子	妻	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	<input checked="" type="checkbox"/> 発行が必要
共済 一郎	長男	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	<input type="checkbox"/> 発行が必要
共済 二郎	次男	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	<input type="checkbox"/> 発行が必要
														<input type="checkbox"/> 発行が必要

※1 対象者が子の場合の続柄は「長男」「長女」等戸籍上の続柄を記入してください。

※2 発行が必要な場合（※3参照）は「発行が必要」に

※3 以下に該当する場合は発行します。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

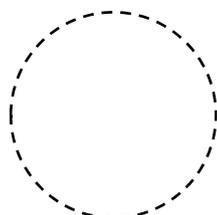
※2.3を確認のうえ、資格確認書の発行要否を確認してください。

2. 個人番号の利用目的

- (1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (2) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

※以下は記入しないでください。

(共済組合受付日)



(入力確認欄)

日 付		
担当者		